

ユニット型指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム桃香の里」

運 営 規 程

特別養護老人ホーム 桃香の里

ユニット型指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム桃香の里」運営規程

第1章 総 則

第1条 目 的

第2条 施設の目的及び基本方針

第3条 施設の名称

第4条 施設の設置

第5条 実施主体

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

第6条 職員の職種、員数及び職務の内容

第7条 事務分掌

第8条 会 議

第9条 営業日・営業時間

第3章 定 員

第10条 入居定員

第11条 ユニットの数及びユニットごとの入居定員

第4章 入居者に対するユニット型指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

第12条 利用料等の受領

第5章 運営に関する事項

第13条 内容、手続の説明及び同意

第14条 受給資格等の確認

第15条 入退居

第16条 要介護認定の申請に係る援助

第17条 入退居の記録の記載

第18条 保険給付の請求のための証明書の交付

第19条 施設サービス計画の作成

第20条 ユニット型指定介護福祉施設サービスの取扱方針

第21条 サービスの内容

第22条 食事の提供

第23条 相談及び援助

第24条 社会生活上の便宜の供与等

第25条 機能訓練

第26条 健康管理

第27条 入居者の入院期間中の取扱い

第28条 入居者に関する保険者への通知

第 29 条 勤務体制の確保等

第 6 章 施設の利用に当たっての留意事項

第 30 条 入居者の留意事項

第 7 章 緊急時における対応方法

第 31 条 緊急時の対応

第 32 条 事故発生時の対応

第 8 章 非常災害対策

第 33 条 非常災害対策

第 9 章 その他の運営に関する事項

第 34 条 定員の遵守

第 35 条 身体的拘束等

第 36 条 虐待防止のための措置に関する事項

第 37 条 衛生管理等

第 38 条 協力病院等

第 39 条 掲 示

第 40 条 秘密の保持等

第 41 条 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止

第 42 条 苦情処理

第 43 条 地域との連携

第 10 章 会計の区分及び記録の整備

第 44 条 会計の区分

第 45 条 記録の整備

第 46 条 別規定

第 47 条 その他

附 則

ユニット型指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム桃香の里」運営規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人旭水会が設置するユニット型指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム桃香の里」（以下「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

(施設の目的及び基本方針)

第2条 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるように配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

2 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村等保険者（以下「保険者」という。）、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(施設の名称)

第3条 この事業を行う施設の名称は、「特別養護老人ホーム桃香の里」と称する。

(施設の設置)

第4条 施設は、岡山県赤磐市熊崎 276-1 内に設置する。

(実施主体)

第5条 事業の実施主体は、社会福祉法人旭水会（以下「法人」という。）とする。

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 施設に次の職員を置く。

職 種	人 員
	ユニット型
(1) 管理者	1 名 （常勤）
(2) 事務員	1 名以上（常勤）
(3) 生活相談員	1 名以上（常勤）
(4) 介護職員	14 名以上（常勤換算）

(5) 看護職員	2 名以上（常勤換算）
(6) 機能訓練指導員	1 名以上（常勤）
(7) 介護支援専門員	1 名以上（常勤）
(8) 医 師	1 名（非常勤）
(9) 管理栄養士	1 名以上（常勤）

2 前項の職員は、併設する指定（介護予防）短期入所生活事業所と一体的に配置するものとする。
また前項に定めるもののほか必要がある場合は、定数を超え又はその他の職員を置くことができる。

3 職員の職務の内容は次のとおりとする。

一 管理者

施設の業務を統括する。管理者に事故があるときは、あらかじめ法人理事長が定めた職員が管理者の職務を代行する。

二 事務員

施設の庶務及び会計に従事する。

三 生活相談員

入居者の入退所、生活指導及び処遇の企画立案、実施に関するに従事する。

四 介護職員

入居者の日常生活の介護、指導及び援助業務に従事する。

五 看護職員

医師の診断補助及び医師の指示を受けて入居者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。

六 機能訓練指導員

入居者の機能回復に必要な訓練及び指導に従事する。

七 介護支援専門員

入居者の生活指導及び処遇の企画立案、実施に関する業務に従事する。

八 医 師

入居者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

九 管理栄養士

献立の作成、栄養価の計算、給食管理、入居者の栄養指導に従事する。

（事務分掌）

第 7 条 職員毎の事務分掌及び日常業務の分担については、管理者が別に定める。

（会 議）

第 8 条 施設の円滑な運営を図るため次の会議を設置する。

- (1) 職員会議
- (2) 主任会議
- (3) 連絡会議
- (4) 排泄・食事・入浴・レクリエーション班会議
- (5) サービス評価委員会

(6) 入居判定会議

(7) その他管理者が必要と認める会議

2 会議の運営に必要な事項は、管理者が別に定める。

(営業日・営業時間)

第9条 この施設の営業日・営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 年中無休とする。

(2) 営業時間 24 時間とする。

第3章 定員

(入居定員)

第10条 施設の入居定員は30名とする。

(ユニットの数及びユニットごとの入居定員)

第11条 ユニットの数は3ユニットで、ユニットごとの定員は10名とする。

第4章 入居者に対するユニット型指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(利用料等の受領)

第12条 施設は法定代理受領サービスに該当するユニット型指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、当該ユニット型指定介護福祉施設サービスについて厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から施設に支払われる施設介護サービスの額を控除して得られる額の支払いを受けるものとする。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しないユニット型指定介護福祉施設サービスを提供した際に入居者から支払いを受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に不合理な差異が生じないようにしなければならない。

3 施設は、前2項の支払いを受ける額の他、次に掲げる費用の額の支払いを入居者から受けることができる。

一 食事の提供に係る費用

1,500 円/日

二 居住の提供に係る費用（光熱水費相当額の費用）

ユニット型 2,010 円/日・トイレ付き個室 2,060 円/日

三 特別な食事の提供に係る費用（食事に係る追加的費用）

入居者の特別な希望に基づくメニューに係る食材及び調理費等

四 その他ユニット型指定介護福祉施設サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入居者に負担させることが適当と認められるもの。

- 4 前項各号に掲げるもののうち、食事の提供に係る費用と居住の提供に係る費用のサービスの提供に当たっては、負担軽減措置として別紙に定めるとおり世帯の状況や所得の状況、その他の事情を勘案した負担限度額を定める。入居者の世帯の状況や所得の状況、その他の事情を勘案して条件を満たすことにより、これに該当する者は保険者（市町村等）からの認定を受けることにより、負担限度額による費用の負担とする。
- 5 施設は第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得なければならない。

第5章 運営に関する事項

（内容及び手続の説明及び同意）

- 第13条 施設は、ユニット型指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入居申込者の同意を書面にて得るものとする。
- 2 施設は、入居申込者又はその家族から申出があった場合には、前項の規定による交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において施設は当該文書を交付したものとみなす。
 - 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 施設の使用に係る電子計算機と入居申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入居申込者又は家族の閲覧に供し、当該入居申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
 - 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調整するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
 - 3 前項に掲げる方法は、入居申込者又はその家族がファイルの記録を出力することによる文書を作成することができるものとする。
 - 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、施設の使用に係る電子計算機と、入居申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
 - 5 施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入居申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示

し、文書又は電磁的方法による承諾を得るものとする。

一 第2項各号に規定する方法のうち施設が使用するもの

二 ファイルへの記録の方法

- 6 前項の規定による承諾を得た施設は、当該入居申込者又は家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項に提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(受給資格等の確認)

- 第14条 施設は、ユニット型指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。
- 2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、ユニット型指定介護福祉施設サービスの提供に努める。

(入退居)

- 第15条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、ユニット型指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。
- 2 施設は、正当な理由なく、ユニット型指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。
- 3 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合には、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。
- 4 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努める。
- 5 施設は、入居者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。
- 6 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の間で協議する。
- 7 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及び家族の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退居のために必要な援助を行うものとする。
- 8 施設は、入居者の退居に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

- 第16条 施設は、入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(入退居の記録の記載)

第 17 条 施設は、入居に際しては、入居の年月日並びに入居している介護保険施設の種類及び名称を、退去に際しては退去の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 18 条 施設は、法定代理受領サービスに該当しないユニット型指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供したユニット型指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付するものとする。

(施設サービス計画の作成)

第 19 条 管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。
- 3 計画担当介護支援専門員は、入居者及びその家族の希望、入居者について把握された解決すべき課題に基づき施設サービス計画の原案を作成する。
- 4 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入居者又はその家族に対して説明し、入居者の同意を得た上で、当該施設サービス計画書の写しの交付するものとする。
- 6 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、ユニット型指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うとともに、入居者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。
- 7 管理栄養士を中心に他職種との協働のもと、施設サービス計画として入居者個々の栄養状態、健康状態、その他の状態に着目した栄養ケア計画を作成するものとする。
- 8 第 2 項から第 5 項及び第 7 項までの規定は前項に規定する栄養ケア計画の変更について準用する。

(ユニット型指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第 20 条 ユニット型指定介護福祉サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行う。

- 2 ユニット型指定介護福祉施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持つ

て生活を営むことができるよう配慮して行う。

- 3 ユニット型指定介護福祉施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行う。
- 4 ユニット型指定介護福祉施設サービスは入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら適切に行うものとする。
- 5 施設の職員は、ユニット型指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 6 施設は、ユニット型指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 7 施設は、自らその提供するユニット型指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(サービスの内容)

第 21 条 介護は、入居者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入居者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 施設は 1 週間に 2 回以上、適切な方法により、入居者を入浴させ、又は清拭を行う。
入浴日は毎週月曜日～土曜日とする。
- 3 施設は、入居者に対しその心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者のおむつを適切に随時取り替えるものとする。
- 5 施設は、入居者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 6 施設は、常時 1 人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 7 施設は、入居者に対し、その負担により、施設の職員以外の者による介護を受けさせることはできない。
- 8 看護は入居者の看護・施設の保健衛生を目的に適切な技術をもって行うものとする。
- 9 看護責任者を定め、必要に応じ適切な病院若しくは診療所又は訪問看護事業所等と連携し夜間等緊急連絡体制を確保するものとする。
- 10 看取りに対する指針を定め、入居者や家族への対応、職員への教育に資するものとする。

(食事の提供)

第 22 条 入居者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の栄養状態に応じた栄養管理を行うよう努め、摂食、嚥下機能など入居者の身体の状態や食形態、嗜好等に配慮した適切な栄養量及び内容のものとするとともに、適切な時間に提供する。

食事の時間は	朝食	午前 8 時 30 分から
	昼食	午後 12 時 15 分から
	夕食	午後 6 時 00 分から

- 2 食事の提供は、入居者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努める。
- 3 入居者の身体の状況又は病状のため、常食を提供することに無理がある場合には、医師の指示によって特別食を提供することといたします。

(相談及び援助)

第 23 条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

- 2 成年後見制度の活用が必要と認められる場合は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を入居者に紹介する等関係機関と連携し、入居者が成年後見制度を活用できるように配慮する。

(社会生活上の便宜の供与等)

第 24 条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入居者のためのレクリエーション行事を行う。

- 2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又は家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行うものとする。
- 3 施設は、常に入居者の家族と連携を図るとともに、入居者とその家族の交流等の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

第 25 条 施設は、入居者に対し、その心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第 26 条 施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採るものとする。

- 2 施設の医師は、その行った健康管理に関し、入居者の健康手帳（健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 9 条第 1 項の健康手帳をいう。以下この項において同じ。）に必要な事項を記載しなければならない。ただし、健康手帳を有しない者についてはこの限りでない。
- 3 入居者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(入居者の入院期間中の取扱い)

第 27 条 施設は、入居者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね 3 月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及び家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居することができるものとする。

(入居者に関する保険者への通知)

第 28 条 施設は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者に通知するものとする。

- 一 正当な理由なしにユニット型指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

- 第 29 条 施設は、入居者に対し、適切なユニット型指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、職員の勤務体制は就業規則別表のとおりとする。
- 2 施設は、施設の職員によってユニット型指定介護福祉施設サービスを提供する。
 - 3 施設は、職員に対しその資質の向上のための研修（権利擁護・虐待防止等を含む）の機会を確保する。

第 6 章 施設の利用に当たっての留意事項

(入居者の留意事項)

- 第 30 条 入居者は、ユニット型指定介護福祉施設サービスを受ける際は、入居生活上のルールを守り、職員の指導に従い、日常生活の向上に努めること。
- 2 入居者は、施設の設備の利用に当たっては職員の指示に従うこと。

第 7 章 緊急時における対応方法

(緊急時の対応)

- 第 31 条 施設は、現にユニット型指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入居者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、配置医師及び協力医療機関の協力を得て、配置医師及び協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。施設は、配置医師及び協力医療機関の協力を得て、1 年に 1 回以上、緊急時における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第 32 条 施設は、入居者に対するユニット型指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに入居者の家族、岡山県備前県民局及び保険者等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。
- 2 施設は、入居者に対するユニット型指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに講ずるものとする。

第 8 章 非常災害対策

(非常災害対策)

第 33 条 施設は、非常災害に対する計画をたて、非常災害に備えて避難、救出その他必要な訓練を年 2 回実施する。

第 9 章 その他の運営に関する事項

(定員の遵守)

第 34 条 施設は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(身体的拘束等)

第 35 条 施設は、ユニット型指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行ってはならない。

2 身体的拘束等を行う場合には、入居者及びその家族に対し説明をし、同意を得なければならない。

3 身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第 36 条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発防止するため、以下の措置を講じなければならない。

一 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二 虐待防止のための指針を整備する。

三 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

四 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(衛生管理等)

第 37 条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 施設は、施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる。

(協力病院等)

第 38 条 施設は、入院治療を必要とする入居者のために、赤磐医師会病院を協力病院とする。

2 施設は、歯科治療を必要とする入居者のために、中里歯科医院を協力歯科医院とする。

(掲 示)

第 39 条 施設は、施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その

他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密の保持等)

第 40 条 施設の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又は家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設は、職員であった者が正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者又はその家族に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第 41 条 施設は、居宅介護支援事業者又はその職員に対し、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 施設は、居宅介護支援事業者又はその職員から、施設からの退居者を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第 42 条 施設は、その提供したユニット型指定介護福祉施設サービスに関する入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し、苦情の内容に配慮して必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、その提供したユニット型指定介護福祉施設サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該保険者の職員からの質問若しくは照会に応じ、入居者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 施設は、その提供したユニット型指定介護福祉施設サービスに関する入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(地域との連携)

第 43 条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

第 10 章 会計の区分及び記録の整備

(会計の区分)

第 44 条 施設は、ユニット型指定介護福祉施設サービスの事業会計をその他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第 45 条 施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 施設は、入居者に対するユニット型指定介護福祉施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(別規定)

第46条 この規程に定めるものの外、施設に関し必要な事項は、法人理事長の承認を得て管理者が別に定める。

(その他)

第47条 事業計画及び財務内容については、申し出により閲覧に供するものとする。

附 則

この規程は、平成14年8月1日から施行する。

平成17年10月1日一部改正する。

平成18年4月1日一部改正する。

平成18年7月1日一部改正する。

平成20年4月1日一部改正する。

平成21年12月1日一部改正する。

平成24年6月1日一部改正する。

一部ユニット型に変更する。

平成26年4月1日一部改正する。

平成26年8月1日一部改正する

指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設に変更する。

平成26年12月26日一部改正する。

ユニット型指定介護老人福祉施設に変更する。

平成27年2月17日一部改正する。

平成27年5月25日一部改正する。

平成29年12月8日一部改正する。

令和元年10月1日一部改正する。

令和3年4月1日一部改正する。

令和3年8月1日 第12条4の定める(別紙)を変更する。

令和6年4月1日一部改正する。